

西尾市マンション管理適正化推進計画

令和5年4月1日

1. マンションの管理の適正化に関する目標

本市には、令和3年度末時点で32棟のマンション数が存在し、その内、築40年以上の高経年マンションは3棟ですが、10年後には5倍の15棟に、20年後には7倍の21棟に急増します。

長期修繕計画に基づく修繕積立金を設定しているマンション管理組合の割合に重点をおいて、マンションの管理適正化を進めます。

2. マンションの管理の状況を把握するために講ずる措置に関する事項

マンションの管理状況を把握するため、愛知県は令和3年度愛知県マンション管理実態調査を実施しました。回答の得られなかったマンションについては、愛知県と協議の上、現地調査等により管理実態の把握に努めます。

3. マンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項

マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づき、管理計画の認定事務を実施します。また、マンション管理適正化指針に即し、助言・指導等を行います。

なお、愛知県マンション管理実態調査等を踏まえ、必要に応じて施策の充実を図ります。

4. 管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針に関する事項

本市のマンション管理適正化指針については、国の管理組合によるマンションの管理の適正化に関する基本的な指針及び愛知県町村区域内マンション管理適正化指針と同様の内容とします。

5. マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項

マンションが適正に管理されないことによる様々な課題や管理計画の認定制度等について、窓口、広報紙、市公式ウェブサイト等を通じて、普及・啓発に努めます。

6. 計画期間

令和5年度から令和14年度までの10年間とし、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて本計画を適宜見直します。

7. その他マンションの管理の適正化の推進に関し必要な事項

愛知県と連携し、マンション管理に関する必要な情報を入手するとともに、県内市町村と意見交換を行うなどにより、マンション管理の適正化を推進していきます。